

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社Cに雇用され、貨物の取扱い業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、ベルトが入った箱（重量30～35キログラム程度）を持ち上げる作業を行っていた際に、腰背部に激痛が走り、受傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同月〇日、D整形外科に受診し「腰椎捻挫」と診断され、平成〇年〇月〇日、E病院に転医し、「第4腰椎すべり症」（以下「本件傷病」という。）の疾患名で治療を継続した結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、本件傷病による痛みのために軽易な労務作業にも服することができない状態であることから、請求人に残存する障害は障害等級第6級若しくは第7級に該当する障害であると主張しているところ、当審査会において、改めて本件における一件記録を精査し、検討するも、決定書理由第2の2の(2)に説示するとおり、請求人に残存する障害は、「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」（障害等級第12級の12）に該当するものと判断する。

(2) なお、一般に本件傷病は労働の積重ねで発症する可能性は極めて少ないとされているところ、F医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、請求人は、業務に従事していないにもかかわらず、「経過観察中、前後屈でのすべりが3mm程度進行している。」旨述べており、当審査会としても、請求人に発症した本件傷病の原因は、経年性変化であるとみることが相当であり、そもそも、業務に起因して発症したとの判断については、大いに疑問が残るところであることを付言する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。